



各 位

会 社 名 株式会社 コビキタス
代 表 者 名 代表取締役社長 三原 寛司
(J A S D A Q ・ コード 3858)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 管 理 本 部 長 榑 木 玲 子
電 話 03-5908-3451

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成25年9月30日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年9月30日（月曜日）最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。

※本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式分割の基準日最終の発行済株式総数を確定できないため、株式分割により増加する株式数を明示しておりません。

平成25年5月31日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	88,679株
今回の分割により増加する株式数	8,779,221株
株式分割後の発行済株式総数	8,867,900株
株式分割後の発行可能株式総数	31,200,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年9月13日（金曜日）
基準日	平成25年9月30日（月曜日）
効力発生日	平成25年10月1日（火曜日）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はございません。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

新株予約権の目的となる1株当たりの払込金額については、平成25年10月1日以降、以下のとおり調整い

たします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成18年6月30日定時株主総会決議及び平成18年6月30日取締役会決議に基づく新株予約権	35,000円	350円
平成18年6月30日定時株主総会決議及び平成18年11月1日取締役会決議に基づく新株予約権	35,000円	350円
平成18年10月30日臨時株主総会決議及び平成18年11月1日取締役会決議に基づく新株予約権	35,000円	350円
平成18年6月30日定時株主総会決議及び平成19年3月29日取締役会決議に基づく新株予約権	35,000円	350円
平成20年6月20日定時株主総会決議及び平成21年5月15日取締役会決議に基づく新株予約権	39,613円	397円
平成23年6月23日定時株主総会決議及び平成24年6月1日取締役会決議に基づく新株予約権	50,486円	505円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生日である平成25年10月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

平成25年10月1日（火曜日）

（参考）平成25年9月26日（木曜日）をもって、証券取引所における売買単位も1株から100株へ変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により平成25年10月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第6条を新設いたします。
- ③ 現行定款第6条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第5条及び第6条の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更後
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>312,000株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,200,000株</u> とする。
（新設）	<u>第6条（単元株式数）</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
（条文省略） 第 <u>6条</u> ～第 <u>48条</u>	（現行どおり） 第 <u>7条</u> ～第 <u>49条</u>
（新設）	<u>（附則）</u> <u>第5条の変更及び第6条の新設並びにこれらに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

以上